

## 令和6年第6回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年6月4日（火）午後2時00分から午後2時45分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、山本 富義、柴田 智弘、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、 田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	勝野 仁司
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第30号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第32号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第33号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第34号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、5番勝野仁司委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和6年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、12番玉田好二委員、13番奥村保彦委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局  
 議 長  
 江口委員  
 議 長  
 玉田委員  
 議 長  
 委員  
 議 長  
 委員  
 議 長  
 議 長  
 事務局  
 事務局

なお、受付番号2番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。  
 それでは、事務局に説明を求めます。  
 日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。  
 今月の申請は、売買による所有権移転2件です。  
 受付番号1番は、今渡の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。  
 今渡地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農することです。  
 詳細については、資料のとおりです。  
 受付番号2番は、書類不備のため審議先送りとなっております。  
 受付番号3番は、瀬田の方と瀬田の方との間における売買による所有権移転です。  
 瀬田地内において、譲受人は、自己所有地に隣接する申請地を取得して、経営規模の拡大を図ることです。  
 詳細については、資料のとおりです  
 以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。  
 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。  
 受付番号1番、今渡お願いします。  
 推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。  
 受付番号1番は、今渡、名鉄広見線日本ライン今渡駅の西、国道21号線北の住宅地の中にある農地です。近隣に居住する譲受人が購入して、今後も農地として野菜を栽培して管理される計画で、問題ないと思います。  
 受付番号3番、瀬田お願いします。  
 受付番号3番は、瀬田地内の田です。隣で耕作している譲受人が取得して、今後も田として耕作管理される計画で、問題ないと思います。  
 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。  
**【意見・質問なし】**  
 ご意見もないようですのでお諮りいたします。  
 議案第29号について、許可することにご異議ございませんか。  
**【異議なしの声多数】**  
 異議ないものと認め、議案第29号は、許可することに決しました。  
 続きまして、日程第3、議案第30号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。  
 それでは、事務局に説明を求めます。  
 日程第3、議案第30号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。  
 今月の申請は、3件です。  
 受付番号1番は、菅刈の方が農地転用の許可を求めるもので、菅刈地内で、隣接地を一

体利用して一般個人住宅敷地として住宅、倉庫の建築と進入路にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

申請地の一部を昭和44年頃より住宅敷地として使用し、さらに昭和59年頃より倉庫を建築し、一部は進入路として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、久々利の方が農地転用の許可を求めるもので、久々利地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅敷地として進入路と駐車場にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

申請地を平成5年3月頃より自宅への進入路、駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、石井の方が農地転用の許可を求めるもので、石井地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅敷地として車庫を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

申請地を昭和45年頃から住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、菅刈お願いします。

山本(寛)委員

推進委員3番の山本から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、菅刈地内にある農地です。この後審議いただく5条案件を申請する際、既存建物等が無許可であったことが判明したため追加で申請された案件です。既に住宅、倉庫が建築され、進入路として利用されているため、始末書が提出されています。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、久々利お願いします。

竹谷委員

農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、久々利原見地区にある農地です。既に進入路、駐車場として利用されているため、始末書が提出されています。現状のまま使用されますので、転用されても、

問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 番、石井お願いします。

三 宅 委 員 推進委員 9 番の三宅から現地確認の報告をします。

受付番号 3 番は、石井地区にある農地です。既存住宅奥にある農地の一部を転用して車庫を建築するための転用申請です。一部農地が住宅敷地として利用されていたため、始末書が提出されています。周囲は申請者所有の農地で、コンクリートブロックを設置して被害防除されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 30 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 30 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号 6 番、7 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

また、受付番号 9 番の案件は、申請取下げとなっております。

また、受付番号 11 番の案件が、日程第 5、議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 5 件、使用貸借権の設定 3 件の合計 8 件です。

併せて、日程第 5、議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更による使用貸借権の設定 1 件です。

それでは、5 条から説明します。

受付番号 1 番は、下恵土の方外 1 名と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、5 棟の分譲住宅を建築するとのことでした。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでした。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号2番は、下恵土の方と北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

申請地の一部を昭和61年4月頃より進入路として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、下恵土の方と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、子の所有地に使用貸借権を設定し、共同住宅2棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号5番は、岐阜市の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番、7番は、審議先送りとなっております。

受付番号8番は、菅刈の方と名古屋市中村区の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、菅刈地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、石積みを設置するとのことです。

受付番号9番は、申請取下げとなっております。

受付番号10番は、石井の方と京都市西京区の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の進入路及び駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号11番は、中恵土の方と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号1番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号1番は、中恵土の方と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり借家を建築する予定でしたが、仕事の都合により事業の実施が困難となり、今後も事業を実施する見込みがなくなりました。その後、事業承継者である孫娘夫婦から申請地に住宅を建築したい旨の要望があり、要望に応じることになりました。5条受付番号11番との同時申請です。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、川合お願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、川合の幼稚園西にある農地で、現在は耕作されていない遊休農地です。

今回、譲受人が売買して、5棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置され、土地改良区の同意もあり、雨水は西側の排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題

ないと思います。

議長  
中村委員

受付番号2番、3番、下恵土お願いします。

農業委員3番の中村が受付番号2番、3番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土地内沓井にある農地で、第3種農地、第1種住居地域になります。既存住宅の周囲にある農地を一体利用して8棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。一部農地が既存住宅への進入路として使用されていたため始末書が提出されています。隣地所有者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、開発協議が必要な案件であり、転用されても、問題ないと思います。

受付番号3番は、下恵土豊田、JR可児駅西側にある農地です。不動産業者が購入して1区画に宅地分譲されます。第1種住居地域であり、隣接者への説明、土地改良区の同意、排水同意もあり前面道路に上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長  
津田委員

受付番号4番、5番、土田お願いします。

推進委員2番の津田が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田井ノ鼻の葬儀場西にある農振農用地内の農地を除外して、息子所有の農地に母親が使用貸借権を設定して、共同住宅2棟を建築するための転用申請です。

令和5年10月31日に農振除外され、被害防除として周囲にはコンクリート擁壁を設置され隣地所有への説明も済んでいます。北側農地との境界にはトラクターが旋回できるように50cmさがって擁壁を設置されます。土地改良管理組合の同意、雨水は東の道路に埋設してある雨水暗渠管へ排水され、上下水道とも東側道路に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、土田渡の住宅地域の一角にある農地で、譲受人が購入して個人住宅を建築されます。譲受人は地元の渡に実家があり親の近くに住宅を建築されます。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長  
山本(寛)委員

受付番号8番、菅刈お願いします。

推進委員3番の山本が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、4条受付番号1番申請地の進入路として使用していた農地の残地に使用貸借権を設定して子が一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、被害防除として石積みをされ、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長  
三宅委員

受付番号10番、石井お願いします。

推進委員9番の三宅が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番は、石井の広見運動場北、名鉄広見線踏切北にある石井地区の住宅地域にある農地の一部を住宅への進入路の拡幅と駐車場として利用するための転用申請です。

西側に、譲渡人の農地が残りますが、コンクリートブロックを設置して被害防除され、進入路と駐車場のため雨水は自然浸透で処理され、上下水道の利用はありません。

議 長 周囲への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。  
 三宅委員 受付番号 11 番及び事業計画変更受付番号 1 番、中恵土お願いします。  
 推進委員 9 番の三宅が受付番号 11 番及び事業計画変更受付番号 1 番の案件について報告します。  
 受付番号 11 番と事業計画変更受付番号 1 番は、同一地ですので併せて説明いたします。  
 中恵土、可児警察署の南にある農地を、孫娘夫婦が使用貸借権を設定して個人住宅を建築するための転用申請です。当初計画では、借家を建築する計画でしたが、仕事の都合で事業を実施することができませんでした。今回、孫娘夫婦が既存住宅と一体利用して住宅を建築して居住する話がまとまりましたので、申請されています。周囲に農地はありませんが、被害防除として、コンクリートブロックを設置され、雨水は北側既存宅地を通り、道路側溝へ排水、上下水道とも北側道路に整備されているため、既存宅地を通して接続されます。転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

中村委員 受付番号 4 番の案件について、隣接農地との境から 50 cm 下がって、擁壁を設置すると報告がありましたが、北側、南側の両方とも 50 cm 下がられるのですか。

津田委員 北側のみ、50 cm 下がって擁壁を設置されます。

中村委員 接する部分全部を 50 cm 下がって擁壁を設置されるのですか。

津田委員 農地として耕作される時、トラクターで耕起されるため、旋回に支障が無いよう接する部分全部で 50 cm 下がって擁壁を設置することを事業者と耕作者双方の話し合いで決められたようです。

中村委員 今後の転用案件について、今回のような案件対応はどうすればいいですか。

事務局 今回の案件は、農振除外の段階から、双方の話し合いにより耕作に支障が無いよう下がって擁壁を設置する事で話がまとまり、農振除外、転用申請と進んでいます。  
 今後の転用案件では、擁壁設置等について、基準等を設ける事は考えていません。

中村委員 今回の案件は、双方の話し合いで擁壁の設置位置について話がまとまっていますが、過去に、こじれた案件等はありませんか。

事務局 過去には隣接同意が得られない案件は数件ありましたが、擁壁の設置に関する事案は無いと思います。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 **【意見・質疑なし】**

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 議案第 31 号及び第 32 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 **【異議なしの声多数】**

議 長 異議ないものと認め、議案第 31 号及び第 32 号は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 33 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について

を議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 33 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

事務局 今月の申請は、1 件です。

事務局 受付番号 1 番は、愛知県一宮市の方が所有する瀬田地内の畑です。

議長 該当農地は、昭和 50 年頃までは耕作を行っていましたが、昭和 50 年 12 月に住宅を新築し、宅地として利用し始め、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

玉田委員 受付番号 1 番、瀬田お願いします。

玉田委員 農業委員 12 番の玉田が受付番号 1 番の案件について報告します。

議長 受付番号 1 番は、瀬田 1 号地内の農地です。事務局から説明がありましたが、昭和 50 年に住宅が新築され、宅地として利用が始まり、現在に至るとのことです。現地も住宅が建築されており、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第 33 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 33 号は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第 7、議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

事務局 今月の申請は、1 件です。

事務局 受付番号 1 番は、土田の方と土田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

議長 土田地区内の該当農地について、令和 11 年 6 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第 34 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 34 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

- 議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
- 議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。
1. 農地の適正管理の5月指導分について報告します。  
別紙資料1をご覧ください。(5箇所)  
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
  2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の5月届出分です。  
届出はありませんでした。
  3. 農業用施設の届出書の5月届出分です。  
届出はありませんでした。
  4. 5月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。  
5件の届出がありました。  
田 9筆 8,989.00 m<sup>2</sup> 畑 17筆 4,618.92 m<sup>2</sup> 合計 26筆 13,607.92 m<sup>2</sup>
  5. 令和5年度最適化活動の点検評価について  
別紙資料2により説明
  6. 今後の日程について説明します。  
次回の現地確認は、6月28日の金曜日を予定しています。  
令和6年第7回農業委員会総会は、令和6年7月4日木曜日に午後2時から庁舎5階  
全員協議会室で開催を予定しています。
- 議長 これをもちまして、令和6年第6回可児市農業委員会総会を閉会いたします。  
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。